

## 東京家政大学機関リポジトリオープンアクセス方針

### (趣旨)

1 東京家政大学は、本学の教育・研究活動において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、東京家政大学機関リポジトリのオープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### (研究成果の公開)

2 本学は、学内等において発行する学術雑誌等に掲載された本学教職員、大学院生等の研究成果（以下「研究成果」という。）を、東京家政大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

### (適用の例外)

3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教職員、大学院生等からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

### (適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

### (リポジトリへの登録)

5 登録を希望する者は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「東京家政大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

### (その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

### (施行日)

7 本方針は、令和4年4月1日から施行する。